

水産基準値案と水産 PEC の関係

(単位：μg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC _{Tier1}	水田 PEC _{Tier2}	水田 PEC _{Tier2} (分解性考慮)	非水田 PEC _{Tier1}	非水田 PEC _{Tier2}	モニタリング データ
ホルペット	1.4	-	-	-	0.016	-	-
イミダクロプリド	1.9	6.0	1.0	0.018	0.011	-	あり
ジノテフラン	12	9.0	1.6	0.97	0.022	-	なし
チアクロプリド	3.6	0.45	0.073	-	-	-	-
ニテンピラム	11	6.0	0.34	-	-	-	-
フィプロニル	0.024	0.30	0.017	0.0084	0.020	-	あり

網掛け：水産基準値案と近接している PEC 又は水産基準値案を超える PEC

(参考)

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値案と環境中予測濃度（水産 PEC）が近接している場合の対応について（平成 23 年 10 月 11 日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 27 回）了承）」からの抜粋

第一段階の PEC が基準値案と近接している場合

- ・登録申請資料から算出可能な場合においては、第二段階の PEC を算出し、参考情報として水産動植物登録保留基準設定検討委員会（以下、「検討会」という）及び農薬小委に提示。
- ・なお、第二段階の PEC が算定できない場合は以下の「第二段階の PEC が基準値案と近接している場合」に準じて取り扱う。

第二段階の PEC が基準値案と近接している場合**(1) 分解性を加味した PEC の算出**

登録申請資料から加水分解性や水中光分解性のデータが入手可能な場合には、河川水中における分解を考慮して第二段階の PEC を再度算出し、参考情報として検討会及び農薬小委に提示。

(2) 水質モニタリングデータの確認（既登録剤）

既登録剤について、水質モニタリングデータの有無を調査し、参考情報として検討会及び農薬小委に提示。